

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

実施方法

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添通知書を以下L o G oフォームで提出し、発注者がそれを受領することにより実施します。

なお、別添通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象※が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

L o G o フォーム <https://logoform.jp/f/cNpYg>

※【参考（国交省資料抜粋）】通知することが求められるおそれ情報

(7)通知することが求められるおそれ情報(イメージ例)

国土交通省

おそれ情報に係る省令・ガイドラインの定め

① **主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**
※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

② **特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰**
 であつて、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※ 契約締結時点で未発生の天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

①のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ ハリカーンにより、特定原料の世界シェアの大半を持つ工場が被災したため、当該原料が出荷不能となって工期延長を求めるおそれがある
- ✓ コロナ禍で某国の市内全域がロックダウンされたため、特定資材の納入遅延が生じ工期延長を求めるおそれがある
- ✓ 特定資材が慢性的に不足している中、大規模地震が発生したため、当該資材の価格が高騰し金額変更を求めるおそれがある

②のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 震災復旧のために全国から各職種の職人が必要となっているため、労務費上昇による工期延長や金額変更を求めるおそれがある
- ✓ コロナウイルスによる行動制限により、技能者の確保が困難となっているため、工期延長を求めるおそれがある
- ✓ 大規模規制の期間があらかじめ定められた道路工事について、雨天が続いた場合には工期順守のために夜間にも施工する必要が生じる上に、同時期に近隣で施工している別発注者の道路工事でも同様の事態が想定されることから、技能者確保のための追加人件費を求めるおそれがある

①のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ メーカー工場で火災が発生したため、寡占製品である資材の納入遅延に伴う工期延長を求めるおそれがある
- ✓ A資材は独占状態となっているところ、メーカー製造量が集中しているため、納期遅延による工期延長を求めるおそれがある
- ✓ B国からの輸入自主規制により、貨物船の運航ができなくなっているため、資材の変更に伴う金額変更又は工期延長を求めるおそれがある
- ✓ ××紛争と円安の影響により、生コン価格が高騰し金額変更を求めるおそれがある

②のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 半導体工場の急激な増加により、専門工事を担う技能者の奪い合いが生じているため、人件費増による金額変更を求めるおそれがある
- ✓ 都市再開発の需要増により解体工事が増大しているため、産業廃棄物処理業者の処理能力が超過し工期延長を求めるおそれがある